

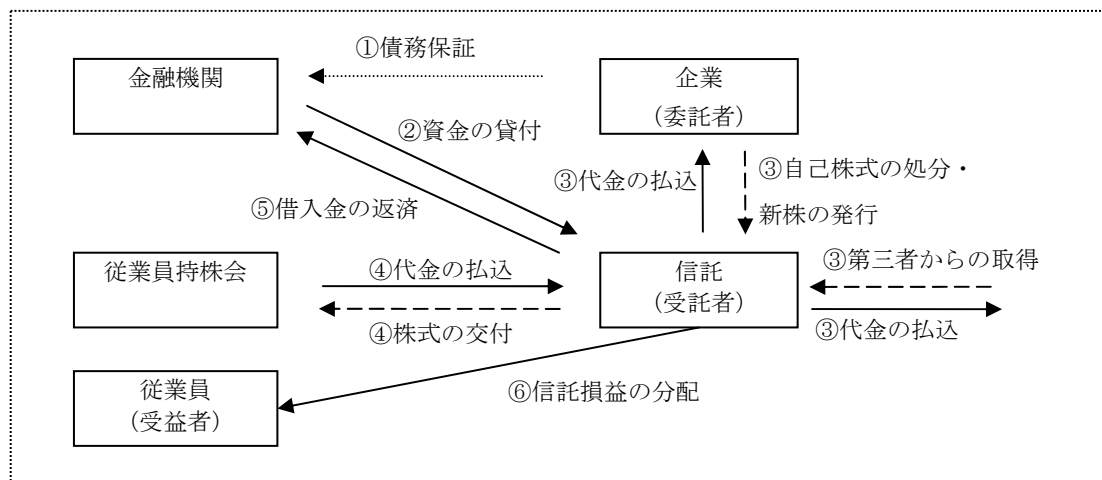
プロジェクト 実務対応

項目 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

- 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」については、基準諮問会議からの提言により、会計処理のばらつきをなくすことの実務対応を目的として、実務対応専門委員会において、2012年12月以来、計5回の審議を行っている。現在、専門委員会では概ね方向性が固まり、実務対応報告の案の検討を行っている。
- 本資料では、主な論点の方向性を記載しているが、検討の過程の詳細については、実務対応報告の案の結論の背景を参照されたい。

I. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引

1. 取引の概要



- 企業は、従業員を受益者とする他益信託を設定する。
- 信託は、金融機関から借入を行い、これを原資として企業の株式を取得する（取得形態としては、企業による自己株式の処分、第三者（市場）からの取得、新株発行などがある）。
- 企業は、信託の借入に対して、金融機関に債務保証を行う。
- 信託は、企業あるいは第三者から自社の株式を取得し、一定の期間にわたって従業員持株会に当該企業の株式を有償で交付していく。

- 信託は、従業員持株会から受け取った代金を原資として金融機関に返済を行う。株式の値下がり等により信託の財産が不足する場合、金融機関は企業に保証の履行を求める。
- 信託終了時に、株式の売却や配当金により金融機関への返済後に信託の財産に剰余がある場合、従業員に帰属する。

2. 検討のポイント

(1) 信託の決算の取込みの要否

個別財務諸表における会計処理

3. ASBJ では、平成 21 年 2 月に公表した連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点整理（以下「連結論点整理」という。）¹において、個別財務諸表上、期末に企業の財務諸表に信託財産を取り込む処理（以下「総額法」という。）を記載しており、実務では、当該方法が用いられている。この処理を踏襲するかが論点となる。
4. 専門委員会の審議では、連結論点整理の公表後、脚注 10 の考え方にに基づき基本的に総額法が適用されていることを考慮し、これを踏襲する方向性で検討を進めている。

連結財務諸表における会計処理（子会社判定の要否）

5. 個別財務諸表において総額法により信託財産を取り込んだ場合、子会社及び関連会社への該当の判定の要否が論点となるが、総額法の適用により実質的に信託財産が

¹ 連結論点整理の脚注 10 では、次の考え方が示されている。「いわゆる他益信託のうち、受益者が信託行為に定められた要件を満たすまで受益権を有しない場合は、受益者の定めのない信託（いわゆる目的信託）と類似しているため、目的信託に関する実務対応報告 23 号の考え方を踏まえれば、委託者が信託の変更をする権限を有しており、委託者である当該企業に信託財産の経済的効果が帰属しないことが明らかであるとは認められない場合には、会計上、委託者である当該企業の財産として処理することが適当であると考えられる。この場合には、いわゆる総額法による処理と同様となり、自益信託と同様に、改めて子会社や関連会社に該当するか否かについて判定する必要はないものと考えられる。」

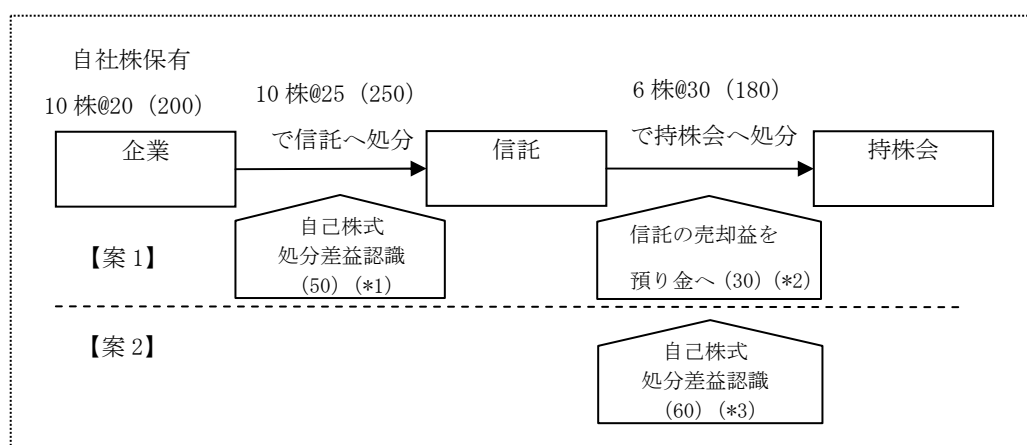
企業の財務諸表に反映済みであることから、子会社及び関連会社への該当の判定を要しないとする方向性で検討を進めている。

(2) 自己株式処分差額の認識時点

6. 自己株式処分差額の認識時点については、以下の2つの案がある。

- ① 企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法(案1)(会社法上は、信託への自己株式の処分により当該株式について会社法上の自己株式の規制を受けなくなることと親和的。)
- ② 信託から従業員持株会へ株式を売却した時点で売却差額を認識する方法(案2)(総額法により信託財産に企業に取り込むこととなじみやすい。)

【参考イメージ】



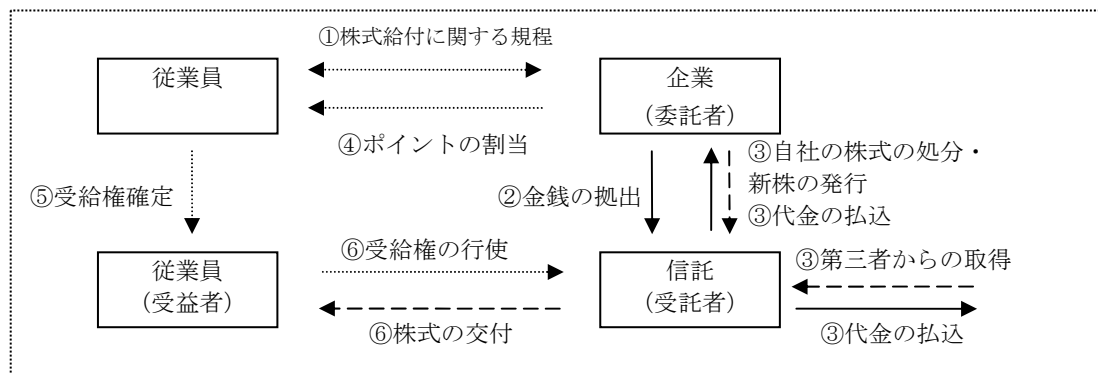
(*1) $(@25 - @20) \times 10 \text{ 株} = 50$ 、(*2) $(@30 - @25) \times 6 \text{ 株} = 30$ 、(*3) $(@30 - @20) \times 6 \text{ 株} =$

60

7. これについては、自己株式の処分に関する会計処理が、基本的に会社法の取扱いとの整合性を踏まえて企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」に定められていることから、これらの会計基準との親和性を考慮し、(案1)の方法を採用する方向で検討を進めている。

II. 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

1. 取引の概要



- 企業は、制度の導入に際し、株式給付に関する規程を制定する。
- 企業は、従業員を受益者とする他益信託を設定し、株式購入資金を拠出する。
- 信託は、企業からの拠出資金を原資として、企業の株式を取得する（取得形態としては、企業による自己株式の処分、第三者（市場）からの取得、新株発行などがある）
- 企業は、株式給付に関する規程により、従業員にポイントを割当する。
- 株式給付に関する規程に基づき、受給権が確定²した従業員は、信託から累積ポイントに相当する株式の交付を受ける。
- 信託終了時に、配当金により信託の財産に剰余がある場合、従業員に帰属する。

2. 検討のポイント

(1) 信託の決算の取込みの要否

8. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引と同様に、個別財務諸表において総額法を適用すること、その場合、連結財務諸表において子会社、関連会社への該当への検討を要しない方向で検討が進められている。

² 受給権の確定に関して、退職時に給付される株式数が確定するもの（便宜的に「退職時給付型」とする。）と、在職中の一定の時期に給付される株式数が確定するもの（便宜的に「在職時給付型」とする。）がある。

(2) 自己株式処分差額の認識時点

9. 従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引の方向性と整合性を図り、企業から信託へ自社の株式を処分した時点で処分差額を認識する方法を採用する方向で検討が進められている。

(3) 従業員へのポイントの割当に関する会計処理

10. 受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引では、従業員へのポイントの割当に関する会計処理が検討されている。当該ポイントの取扱いについては、既存の会計基準（退職給付、ストック・オプション）では、必ずしも明らかではない。
11. 従業員へのポイントの割当に関する会計処理にあたっては、費用配分のあり方から検討を加え、「信託への資金拠出時の株価を基礎とする方法」（案 a）、「ポイント割当時の株価を基礎とし、その後の株価変動は反映しない方法」（案 b）及び「ポイント割当時の株価を基礎とし、給付確定まで毎期の株価変動を反映する方法」（案 c）の 3 つを比較分析している。

それぞれの方法の処理のイメージは以下の通りである。

【参考イメージ】

	X1 期	X2 期	X3 期
ポイント割当数（1Pにつき 1 株交付）	10P	10P	10P
各期の株価	@100	@150	@80
企業は信託設定時に 30P のポイント割当を想定しており、信託に 3,000（=30 株×資金拠出時の株価@100）の自己株式を交付した。			

<費用処理額>

	X1 期	X2 期	X3 期	合計
案 a	(*1) 1,000	(*1) 1,000	(*1) 1,000	3,000

案 b	(*)1,000	(*)1,500	(*)800	3,300
案 c	(*)1,000	(*)2,000	(*)▲600	2,400

(*)1) 各期 @100×10P=1,000

(*)2) X1 期 @100×10P=1,000、 X2 期 @150×10P=1,500、 X3 期 @80×10P=800

(*)3) X1 期 @100×10P=1,000、 X2 期 @150×20P-1,000=2,000、

X3 期 @80×30P- (1,000+2,000) =▲600

12. 自己株式処分差額の認識時点については、従業員持株会に株式を交付する取引におけるとの整合性を考慮し、企業から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識する方法（案 1）を前提とした上で、（案 a）（案 b）（案 c）のいずれが適切かを検討してきたが、現状では（案 a）を採用する方向で検討が進められている。

III. 開示

13. 開示については、総額法の適用により、会社法上は自己株式と扱われないものが貸借対照表上、自己株式として純資産の部から控除されることなどを踏まえ、以下を注記する方向で検討が進められている。

<追加情報としての注記（重要性が乏しい取引を除く）>

- 取引の概要
- 総額法の適用により計上された自己株式については、純資産の部に自己株式として表示している旨及び帳簿価額

<1株当たり情報に関する注記>

- 総額法の適用により計上された自己株式を、控除対象とする自己株式に含めている旨及び期末及び期中平均の自己株式の数

<株主資本等変動計算書に関する注記（重要性が乏しい取引を除く。）>

- 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

- 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却した自社の株式数
- 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

IV. 適用時期等

1. 適用時期

14. 適用時期については、一定の周知期間が必要と考えられることから、実務対応報告確定後、数か月先（例えば、平成 26 年 4 月 1 日以後から適用）とする方向で検討している。

2. 経過的な取扱い

15. 実務対応の新たな定めに関して、適用初年度に、特定の経過的な取扱いを定めるかどうかについては、①企業間の比較可能性の観点と②実務上の便宜の観点から、「経過的な取扱いを定めない（既存の取引にも適用を行う）」案（案 1）、「既存の取引にも適用を行うが、変更の影響額の調整を期首剰余金で行う」案（案 1-2）、「既存の取引に適用を認めない」案及び「既存の取引に対して従前の取扱いを継続することを認める（適用を任意とする）」案（案 3）について比較検討している。
16. これらの案については、基準諮問会議からのテーマ提言の際に、導入済企業への配慮を求める旨が付言されていることや、既存の取引についても実務対応報告の方法により処理できるようにすべきとの意見があること等を踏まえ、前項の（案 1-2）と（案 3）の 2 つの案を中心に検討を進めている。

ディスカッション・ポイント

上記の方向性について、ご意見を頂きたい。

以上